

✿ あなたの貯金は ✿

貯金保険制度で守られています!

貯金保険制度の対象は、農協、漁協等です。

貯金保険制度は法律で定められた制度です。

貯金者の皆様へ (お願い)

万が一、農協・漁協が破綻した場合に、貯金者の皆様が、迅速かつスムーズに保険金の支払い等を受けるためには、日頃から、お取引の農協・漁協に正確な住所、氏名、生年月日(法人の場合は、所在地、名称、設立年月日)、電話番号の届け出をすませておいて頂く必要があります。

貯金者の皆様には、引越しや結婚等により住所や氏名等に変更が生じた場合には、速やかに、お取引の農協・漁協でのお手続きをお願い申し上げます。

貯金保険制度についてもっと詳しくお知りになりたい方は、お取引の農協・漁協の窓口または貯金保険機構にお問い合わせ下さい。



Q 私の貯金の保護はどのようになっていますか、利息はどうなるのですか?

A お持ちの貯金等の種類によって、保護される金額が異なります。

- ①普通貯金、定期貯金、定期積金等は、貯金者1人につき、1農協・漁協ごとに元本1,000万円までとその利息が保護されます。
- ②当座貯金等は、残高にかかわらず、全額保護されます。
- ③このほかの貯金等については、貯金保険機構ホームページをご覧ください。

Q 1,000万円を超えた定期貯金や対象外貯金等はどのようになるのですか?

A 保護対象貯金で1,000万円を超える部分や対象外貯金等は、破綻した農協・漁協の残余財産の状況に応じて支払われます。このため、一部支払いを受けられない可能性もあります。

Q 私が取引している農協・漁協は、貯金保険制度に加入していますか?

A 貯金業務を行う農協・漁協^(注)は、全て、貯金保険制度に加入しています。

(注) 信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫を含む。